

令和4年度 第1回近江八幡市人権擁護審議会 議事録

日時：令和4年11月10日（木）13：30～15：15

場所：近江八幡市文化会館2階 研修室

1. 開 会

委員の委嘱

2. あいさつ

・人権・市民生活課長より開会のあいさつ

3. 自己紹介

・委員名簿に基づき自己紹介
・事務局より資料の確認

4. 説明事項

・近江八幡市人権擁護審議会について説明（資料1～2）

5. 協議事項

（1）会長・副会長の選任について

会長に内田委員、副会長に安田委員を選出。

・事務局より、委員7人中4人出席により会議成立の報告

（2）パートナーシップ宣誓制度の導入について

事務局：資料3・4の説明

会 長：資料3の「宣誓に必要なもの」の中に「独身であることを証明できる書類（戸籍抄本等）」とあるが、近江八幡市では独身証明書の発行はしていないのか。

事務局：本市でも請求があれば発行することができます。

会 長：「独身であることを証明できる書類（戸籍抄本等）」ではなく「独身証明書や戸籍抄本等」の方がわかりやすいのではないかと。

事務局：わかりやすく検討します。

事務局：資料5の説明。

会 長：第4条（宣誓の方法について）に「本市職員の面前で～記入署名し」とあるが、他の自治体ではどうしているのか。

事務局：彦根市は面前で実施しています。

会 長：なりすましを防止するためであれば、記入済みの宣誓書でも本人確認書類があれば十分ではないかと。

事務局：「本市職員の面前で」の文言は削除することとします。

事務局：資料6の説明。

会 長：要綱と実施要領でマイノリティの表記が「マイノリティ」と「マイノリティー」となっているが、統一したほうがよいのではないかと。

事務局：「マイノリティ」で統一します。

委 員：意見の募集期間が12月からとなっているが、1月からになるのではないかと。

事務局：1月になると思います。2週間から20日間程度実施する予定です。

6. 今後の予定

事務局：資料7の説明。

会 長：7月実施予定となっているが、前倒しになることはあるのか。

事務局：準備の関係で7月実施予定としていますが、準備ができれば前倒しで実施できます。

会 長：それでは、第1回の審議会での協議事項は全て終了とする。

事務局：会長ありがとうございました。また、各委員の皆さまにもたくさんのご意見をいただきありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。